

令和5年1月16日

保護者様

水戸市教育委員会教育長

インフルエンザや新型コロナウイルスに感染した場合の対応について

日頃から、本市の教育行政に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、インフルエンザが流行期に入り、学校における感染者数も増加しております。

引き続き、手洗い・うがい等の基本的な感染症対策を行い、感染予防に努めていただきますようお願いいたします。

また、インフルエンザや新型コロナウイルスに感染した場合は、下記のとおり御対応いただきますようお願いいたします。インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時感染も報告されておりますので、御理解・御協力をお願いいたします。

記

児童生徒本人がインフルエンザに感染した場合

【出席停止期間】

発症した日の翌日から5日間、かつ解熱した日の翌日から2日間

同居家族がインフルエンザに感染した場合

【登校を控えていただく期間】

(1) 新型コロナウイルスの検査を受けた場合

新型コロナウイルスの陰性が確認されるまで

(2) 新型コロナウイルスの検査を受けていない場合

家族の症状が消失するまで

児童生徒本人が新型コロナウイルスに感染した場合

【出席停止期間】

(1) 症状がある場合

発症日の翌日から7日間、かつ症状軽快後24時間経過後

※ただし、10日間が経過するまでは、マスク着用など感染予防対策の徹底をお願いします。

(2) 症状がない場合

検体採取日の翌日から7日間（検体採取日を0日目とし、5日目の抗原定性検査で陰性の場合、6日目から登校可能）

※ただし、7日間が経過するまでは、マスク着用など感染予防対策の徹底をお願いします。

同居家族が新型コロナウイルスに感染した場合

【登校を控えていただく期間】

家庭内で感染対策を講じた日の翌日から5日間